

# 第五次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務落札者決定基準

## 1 評価実施機関

- (1) 本業務に係る提案の評価については、DX推進課情報基盤係が実施する。
- (2) DX推進課情報基盤係は、入札参加者から提出された入札書および提案書について、この「落札者決定基準」に基づき、付与する点数の算定および判定を行う。

## 2 落札者の決定方法

入札価格(回線サービスを除く価格をいう。以下同じ。)および提案価格(回線サービスの価格をいう。以下同じ。)が、それぞれ予定価格(回線サービスを除く業務の上限価格をいう。入札公告により示す予定価格と同じ。以下同じ。)および想定価格(回線サービスの上限価格をいう。以下同じ。)以下である者の入札書および提案価格書について、入札価格および提案価格から算出した「価格点」と提案内容の評価による「技術点」とを合わせた「総合評価点」をDX推進課情報基盤係が算定した後、次の方法で落札者を決定する。

- (1) 有効な入札書および提案書を提出した入札参加者であって、予定価格および想定価格ならびに各年度配分額の上限額の範囲内で、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点と同点となる入札参加者が複数ある場合、価格点が高い者を落札者とする。
- (3) 「価格点」と「技術点」が同じで、「入札価格および提案価格の合計額」が異なる場合は、「入札価格および提案価格の合計額」が最も安価な者を落札者とする。
- (4) 「価格点」と「技術点」が同じで、「入札価格および提案価格の合計額」も同じ入札参加者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

## 3 総合評価点の構成

総合評価点(1000点満点) = 価格点(250点満点) + 技術点(750点満点)

## 4 価格点の算定方法

### (1) 算定式

価格点は、入札価格および提案価格をもとに次の算定式により算出する。ただし、小数点第2位未満は切り捨てとする。

なお、イおよびウで計算される価格点については、それぞれ125点を最高点とする。

ア 価格点 = 入札価格の価格点 + 提案価格の価格点

イ 入札価格の価格点

$$= [(2)アの予定価格 \times 1.1 - (\text{入札価格} \times 1.1)] \div (\text{予定価格} \times 1.1) \times 125$$

ウ 提案価格の価格点

$$= [(2)イの想定価格 \times 1.1 - (\text{提案価格} \times 1.1)] \div (\text{想定価格} \times 1.1) \times 125$$

### (2) 提案に係る予定価格および想定価格

ア 予定価格は、1,225,749,090円(消費税および地方消費税を含まない。令和6年10月から6年間の総業務費。)とする。

イ 想定価格は、464,007,000円(消費税および地方消費税を含まない。令和7年10月から5年間の総業務費。)とする。

ウ 各年度配分額の上限額

#### ① 入札価格における各年度配分額の上限額

回線サービスを除く業務について、各年度配分額の上限額を次のとおりとする。

令和6年度 77,550,000円(消費税および地方消費税を含まない。)

令和7年度 162,765,455円(同上)

令和8年度 226,403,636円(同上)

令和9年度 226,403,636円(同上)

令和10年度 226,403,636円(同上)  
 令和11年度 226,403,636円(同上)  
 令和12年度 79,819,091円(同上)

② 提案価格における各年度配分額の上限額

回線サービスについては、イの想定価格を60で除したものに当該の個別契約期間の月数を乗じたものを、各年度配分額の上限額とする。具体的には次のとおり。

令和7年度 46,400,700円(消費税および地方消費税を含まない。)  
 令和8年度 92,801,400円(同上)  
 令和9年度 92,801,400円(同上)  
 令和10年度 92,801,400円(同上)  
 令和11年度 92,801,400円(同上)  
 令和12年度 46,400,700円(同上)

**5 技術点の採点方法および評価基準**

- (1) 「技術点」は、様式6の「提案項目一覧表」により、項目ごとに提案内容を評価したものの合計点とする。
- (2) 技術点の採点は、評価項目(様式6の項番(6)の項目を除く。)ごとに、下表の観点により5段階の評価(点数付与)を行い、項目により重み付けを行うための加重係数(各評価項目の配分点数÷5)を乗じる。

評点	評価基準
5	特に優れている。
4	現行ネットワークの水準または現在の技術、サービスにおける一般的な水準に比べて優れている。
3	現行ネットワークの水準と同程度または現在の技術、サービスにおいて一般的な水準である。
2	現行ネットワークの水準または現在の技術、サービスにおける一般的な水準に比べて劣っている。
1	特に劣っている。
—	要件を満たしていない提案(6(4)~(7))である。(6により無効となる。)

様式6の項番(6)の項目の採点については、提案のあった内容について、下表の観点により5段階の評価(点数付与。0点もある。)を行い、項目により重み付けを行うための加重係数(評価項目の配分点数÷4)を乗じる。

評点	評価基準
4	費用の軽減、運用の効率性等において、特に優れている。
3	費用の軽減、運用の効率性等において、現在の技術、サービスにおける一般的な水準に比べて優れている。
2	費用の軽減、運用の効率性等において、現在の技術、サービスにおける一般的な水準である。
1	費用の軽減、運用の効率性等において、現在の技術、サービスにおける一般的な水準に比べ劣っている。
0	費用の軽減、運用の効率性等において、効果がない、または極めて小さい。

- (3) 仕様書に記載されていない事項に係る提案内容は、評価の対象としない。
- (4) 技術点の採点はDX推進課情報基盤係が行う。

**6 評価の対象外となる場合**

DX推進課情報基盤係の事前の審査の結果、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は

失格または無効とし、(4)から(7)のいずれかに該当する場合はDX推進課情報基盤係による審議を経て無効とし、評価の対象外となるとともに落札者決定の対象から除外される。

- (1) 入札価格が、予定価格を上回る場合
- (2) 提案価格が、想定価格を上回る場合
- (3) 回線サービスを除く業務の業務費および回線サービスの各年度の配分額が、それぞれ4  
(2)ウ①、②に示す各年度配分額の上限額を上回る場合
- (4) 提案を求めた項目に対して、記載がない、または様式6「提案項目一覧表」に提案書記載項目頁が記載されていない場合
- (5) 仕様書の要求項目に対して実施しない、またはできないとする項目がある場合
- (6) 仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合
- (7) 一つの提案項目に対し、二つ以上の異なる提案を行った場合